

新旧対照表

新	旧
<p>医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1. (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2. この補助金は、地域の実情に即した医療計画に基づき、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保、地域住民の救急医療の確保を図ること、化学物質等による急性中毒の治療方法等に関する情報基盤の整備に要する経費を補助することにより急性中毒対策の充実を図ること、医療施設の耐震診断を実施すること等により災害医療対策の推進を図ること、産科医療機関の運営に要する経費について補助することにより身近な地域で安心して出産できる環境整備を図ること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第12項に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費について補助することにより感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ること、医療事故などの医療安全に関する情報の収集・分析・提供事業に要する経費について補助することにより医療事故の発生予防、再発防止を図ること、医療事故調査結果の収集・分析、再発防止のための普及啓発等を行う医療事故調査・支援センターの運営等に必要な経費を補助することにより医療の安全の確保を図ること、産科医療補償制度の運営に必要な経費を補助することにより安心して産科医療を受けられる環境</p>	<p>医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1. (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2. この補助金は、地域の実情に即した医療計画に基づき、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保、地域住民の救急医療の確保を図ること、化学物質等による急性中毒の治療方法等に関する情報基盤の整備に要する経費を補助することにより急性中毒対策の充実を図ること、医療施設の耐震診断を実施すること等により災害医療対策の推進を図ること、産科医療機関の運営に要する経費について補助することにより身近な地域で安心して出産できる環境整備を図ること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第12項に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費について補助することにより感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ること、医療事故などの医療安全に関する情報の収集・分析・提供事業に要する経費について補助することにより医療事故の発生予防、再発防止を図ること、医療事故調査結果の収集・分析、再発防止のための普及啓発等を行う医療事故調査・支援センターの運営等に必要な経費を補助することにより医療の安全の確保を図ること、産科医療補償制度の運営に必要な経費を補助することにより安心して産科医療を受けられる環境</p>

新	旧
<p>を整備すること、医療の質向上のための具体的な取組の共有・普及、医療の質向上活動を担う中核人材の養成、臨床指標の標準化、臨床指標の評価・分析支援等を通じて、医療の質向上のための体制を整備すること、死因究明の取組に必要な経費について補助することにより死因究明の体制作りを推進すること、外国人患者受入れ医療機関認証制度等推進のための経費を補助することにより、外国人患者の受入れ体制の整備に資する情報の発信を行うこと、生涯を通じて国民が健康で質の高い生活を営むために、8020運動及び口腔保健の推進に係る経費を補助することにより、各地域における歯科保健医療対策に関する取り組みの推進を図ること、患者毎の治療内容や治療効果等を登録するデータベースを構築するための経費を補助することにより医療の質の向上を図ること、新専門医制度の仕組みが円滑に構築されるよう、指導医派遣等を行う医療機関に対する支援、新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会の開催の支援及び専門医に関する情報データベース作成等に必要な経費を補助することにより、専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図ること、医療機関における医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置のための経費を補助することにより、在留外国人や訪日外国人が安心して日本の医療が受けられる体制の推進を図ること、国連機関等が途上国向けの医薬品・医療機器を調達する際に必要とする、WHOによる認証（Prequalification）の取得や途上国向けWHO推奨医療機器要覧（Compendium）への掲載を我が国の企業が行うことにより、高品質な日本の医薬品、医療機器の国際展開を推進し、日本の医療分野の成長を促進しつつ、相手国の医療水準の向上に貢献することで、国際社</p>	<p>を整備すること、医療の質向上のための具体的な取組の共有・普及、医療の質向上活動を担う中核人材の養成、臨床指標の標準化、臨床指標の評価・分析支援等を通じて、医療の質向上のための体制を整備すること、死因究明の取組に必要な経費について補助することにより死因究明の体制作りを推進すること、外国人患者受入れ医療機関認証制度等推進のための経費を補助することにより、外国人患者の受入れ体制の整備に資する情報の発信を行うこと、生涯を通じて国民が健康で質の高い生活を営むために、8020運動及び口腔保健の推進に係る経費を補助することにより、各地域における歯科保健医療対策に関する取り組みの推進を図ること、患者毎の治療内容や治療効果等を登録するデータベースを構築するための経費を補助することにより医療の質の向上を図ること、新専門医制度の仕組みが円滑に構築されるよう、指導医派遣等を行う医療機関に対する支援、新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会の開催の支援及び専門医に関する情報データベース作成等に必要な経費を補助することにより、専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図ること、医療機関における医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置のための経費を補助することにより、在留外国人や訪日外国人が安心して日本の医療が受けられる体制の推進を図ること、国連機関等が途上国向けの医薬品・医療機器を調達する際に必要とする、WHOによる認証（Prequalification）の取得や途上国向けWHO推奨医療機器要覧（Compendium）への掲載を我が国の企業が行うことにより、高品質な日本の医薬品、医療機器の国際展開を推進し、日本の医療分野の成長を促進しつつ、相手国の医療水準の向上に貢献することで、国際社</p>

新	旧
<p>会における日本の信頼を高めることによって、日本及び途上国等の双方にとって、好循環をもたらすこと、電話医療通訳の団体契約を通して医療機関における電話医療通訳の利用を促進するための経費を補助することにより、外国人患者の受入れ環境を充実させていくこと、都道府県における地域特性に応じた外国人患者受入れ体制のモデルを構築するための経費を補助することにより、今後の外国人患者の受入れ体制の裾野拡大を見据えた更なる体制整備を効果的に行うこと、地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営を行うための経費を補助することにより、地域の外国人患者受入れ体制における課題の整理や対応方針を策定すること、医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口の設置・運営を行うための経費を補助することにより、医療機関等の外国人対応への支援を行うこと、医療機関における通訳機能等を備えたタブレット端末等の整備を行うための経費を補助することにより、医療機関における多言語化を進めること、歯科医療機関の歯科専門職による医療・介護関係職種を対象とした研修を実施するための経費を補助することにより、医療機関等での口腔機能管理の実践を推進すること、歯科診療所機能の充実強化など地域における歯科保健医療提供体制を構築するため、全国の好事例を収集・評価等を行うこと、医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援及び勤務負担軽減等に必要経費を補助することにより、医師偏在の解消を図ること、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 23 第 1 項第 11 号に基づき、年 1 回実施することが特定機能病院に義務づけられている特定機能病院間の相互ピアレビューに係る事務局経費を補助することにより、特定機能病院の医</p>	<p>会における日本の信頼を高めることによって、日本及び途上国等の双方にとって、好循環をもたらすこと、電話医療通訳の団体契約を通して医療機関における電話医療通訳の利用を促進するための経費を補助することにより、外国人患者の受入れ環境を充実させていくこと、都道府県における地域特性に応じた外国人患者受入れ体制のモデルを構築するための経費を補助することにより、今後の外国人患者の受入れ体制の裾野拡大を見据えた更なる体制整備を効果的に行うこと、地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営を行うための経費を補助することにより、地域の外国人患者受入れ体制における課題の整理や対応方針を策定すること、医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口の設置・運営を行うための経費を補助することにより、医療機関等の外国人対応への支援を行うこと、医療機関における通訳機能等を備えたタブレット端末等の整備を行うための経費を補助することにより、医療機関における多言語化を進めること、歯科医療機関の歯科専門職による医療・介護関係職種を対象とした研修を実施するための経費を補助することにより、医療機関等での口腔機能管理の実践を推進すること、歯科診療所機能の充実強化など地域における歯科保健医療提供体制を構築するため、全国の好事例を収集・評価等を行うこと、医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援及び勤務負担軽減等に必要経費を補助することにより、医師偏在の解消を図ること、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 23 第 1 項第 11 号に基づき、年 1 回実施することが特定機能病院に義務づけられている特定機能病院間の相互ピアレビューに係る事務局経費を補助することにより、特定機能病院の医</p>

新	旧
<p>療安全の向上を図ること、都道府県で実施されている#8000 事業における相談内容等の情報の収集・分析事業に要する経費について補助することにより、#8000 事業における相談員の質の向上等を図ること、勤務環境改善に関して先進的な取組を実施している医療機関の取組を好事例として収集し公表することにより、他の医療機関が自主的に同様の取組を行うことを支援し、勤務環境改善の取組を促進すること、臨床研究中核病院が備える臨床研究支援基盤を日本全体の臨床研究基盤へと押し上げ、その基盤が活用されることにより日本発の有望な革新的医療シーズ等をいち早く実用化に繋げ国民へ還元できる体制を強化することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 医療施設運営費等補助金 <u>(都道府県)</u></p> <p>① ヘき地保健医療対策事業 ア～ウ (略)</p> <p>エ. ヘき地巡回診療車 (船) 運営事業 「ヘき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、ヘき地巡回診療車 (船) で実施する次の事業とする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(イ)</u> 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会 (ただ</p>	<p>療安全の向上を図ること、都道府県で実施されている#8000 事業における相談内容等の情報の収集・分析事業に要する経費について補助することにより、#8000 事業における相談員の質の向上等を図ること、勤務環境改善に関して先進的な取組を実施している医療機関の取組を好事例として収集し公表することにより、他の医療機関が自主的に同様の取組を行うことを支援し、勤務環境改善の取組を促進すること、臨床研究中核病院が備える臨床研究支援基盤を日本全体の臨床研究基盤へと押し上げ、その基盤が活用されることにより日本発の有望な革新的医療シーズ等をいち早く実用化に繋げ国民へ還元できる体制を強化することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 医療施設運営費等補助金</p> <p>① ヘき地保健医療対策事業 ア～ウ (略)</p> <p>エ. ヘき地巡回診療車 (船) 運営事業 「ヘき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、ヘき地巡回診療車 (船) で実施する次の事業とする。</p> <p>(ア) (略)</p> <p><u>(イ) 社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う巡回診療事業 (ただし、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。)</u></p> <p><u>(ウ)</u> 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会 (ただ</p>

新	旧
<p>し、<u>(3) ①</u>に掲げる場合を除く。)、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う巡回診療事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p><u>(ウ)</u> 都道府県知事の要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>オ～ケ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>災害医療対策事業</u></p> <p><u>ア. 医療施設耐震化促進事業</u></p> <p><u>平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」(以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。)</u>に基づき、厚生労働大臣が<u>相当と認める者が行う医療施設耐震化促進事業に対して都道府県が補助する事業</u></p> <p><u>イ. 防災訓練等参加支援事業</u></p> <p><u>「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業</u></p> <p><u>(ア) 都道府県が行う防災訓練等参加支援事業に係る調整・支援</u></p> <p><u>(イ) 市町村及び厚生労働大臣が相当と認める者が行う防災訓練等参加支援事業に対して都道府県が補助する事業</u></p> <p><u>ウ. DMA T活動支援事業</u></p> <p><u>「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業</u></p> <p><u>(ア) 被災都道府県が行うDMA T活動支援事業に係る調整・支援</u></p> <p><u>(イ) 要請を受けた都道府県、市町村及び厚生労働大臣が相当と認め</u></p>	<p>し、(イ)に掲げる場合を除く。)、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う巡回診療事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p><u>(工)</u> 都道府県知事の要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>オ～ケ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>感染症指定医療機関運営事業</u></p> <p><u>ア. 特定感染症指定医療機関運営事業</u></p> <p><u>感染症法第38条第1項の規定に基づく特定感染症指定医療機関の開設者が行う、特定感染症指定医療機関の運営事業</u></p> <p><u>イ. 第一種感染症指定医療機関運営事業</u></p> <p><u>感染症法第38条第2項の規定により都道府県知事が指定した、第一種感染症指定医療機関に係る次の事業</u></p> <p><u>(ア) 都道府県が行う第一種感染症指定医療機関の運営事業</u></p> <p><u>(イ) 感染症法第60条第2項の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第一種感染症指定医療機関の運営事業に対し、都道府県が補助する事業</u></p> <p><u>ウ. 第二種感染症指定医療機関運営事業</u></p> <p><u>感染症法第38条第2項及び附則第8条第1項の規定により都道府県知事が指定した第二種感染症指定医療機関に係る次の事業</u></p> <p><u>(ただし、医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。)</u></p>

新	旧
<p><u>る者が行うDMA T活動支援事業に都道府県が補助する事業</u></p> <p><u>工. DMA T訓練事業</u> <u>「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、都道府県が行うDMA T訓練事業</u></p> <p><u>オ. DPAT体制整備事業</u> <u>「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、都道府県及び政令市（指定都市に限る。）が実施するDPAT体制整備事業</u></p> <p>④ <u>産科医療確保事業</u> <u>ア. 産科医療機関確保事業</u> <u>平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業実施要綱」（以下「産科医療確保事業実施要綱」という。）に基づき、実施する次の事業</u> <u>（ア）都道府県が行う産科医療機関確保事業</u> <u>（イ）市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う産科医療機関確保事業に対して都道府県が補助する事業</u> <u>イ. 産科医療を担う産科医等の確保事業</u> <u>「産科医療確保事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業</u> <u>（ア）都道府県が行う産科医療を担う産科医等の確保事業</u> <u>（イ）市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法</u></p>	<p><u>（ア）都道府県が行う第二種感染症指定医療機関の運営事業</u> <u>（イ）感染症法第60条第2項の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第二種感染症指定医療機関の運営事業に対し、都道府県が補助する事業</u></p> <p>④ <u>医療安全推進事業</u> <u>ア. 医療事故情報収集等事業</u> <u>平成16年5月25日医政発0525008号厚生労働省医政局長通知「医療事故情報収集等事業の実施について」の別紙「医療事故情報収集等事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う医療事故に関する情報の収集・分析・提供事業</u> <u>イ. 産科医療補償制度運営事業</u> <u>平成20年5月15日医政発第0515013号厚生労働省医政局長通知「産科医療補償制度運営事業の実施について」の別紙「産科医療補償制度運営事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う産科医療補償制度運営事業</u> <u>ウ. 医療事故調査・支援センター運営事業</u> <u>平成27年8月20日医政発0820第1号厚生労働省医政局長通知「医療事故調査・支援センター運営事業の実施について」の別添「医療事故調査・支援センター運営事業実施要綱」に基づき、一般社団法人日本医療安全調査機構が行う医療事故調査・支援セン</u></p>

新	旧
<p><u>人、学校法人、社会福祉法人、医療生協その他厚生労働大臣が認める者が行う産科医療を担う産科医等の確保事業に対して、都道府県が補助する事業</u></p> <p>⑤ <u>I C Tを活用した産科医師少数地域に対する妊産婦モニタリング支援事業</u> 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策等事業の実施について」に基づき、実施する次の事業</p> <p><u>(ア) 都道府県が行うI C Tを活用した産科医師少数地域に対する妊産婦モニタリング支援事業</u> <u>(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び厚生労働大臣が適当と認める者が行うI C Tを活用した産科医師少数地域に対する妊産婦モニタリング支援事業に対して都道府県が補助する事業</u></p>	<p><u>ター運営事業</u></p> <p>⑤ <u>災害医療対策事業</u> <u>ア. 医療施設耐震化促進事業</u> 平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」(以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。)に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療施設耐震化促進事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p><u>イ. 防災訓練等参加支援事業</u> 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業 <u>(ア) 都道府県が行う防災訓練等参加支援事業に係る調整・支援</u> <u>(イ) 市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う防災訓練等参加支援事業に対して都道府県が補助する事業</u></p> <p><u>ウ. D M A T活動支援事業</u> 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業 <u>(ア) 被災都道府県が行うD M A T活動支援事業に係る調整・支援</u> <u>(イ) 要請を受けた都道府県、市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者が行うD M A T活動支援事業に都道府県が補助する事業</u></p> <p><u>エ. D M A T訓練事業</u> 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、都道府県が行うD M A T訓練事業</p> <p><u>オ. D P A T体制整備事業</u></p>

新	旧
<p>⑥ <u>医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援事業</u> <u>平成30年3月29日医政発0329第16号厚生労働省医政局長通知「医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援事業の実施について」の別紙「医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援事業実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。</u> <u>(ア) 都道府県が行う医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援事業</u> <u>(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が適当と認める者が行う医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援事業に対して都道府県が補助する事業</u></p> <p>⑦ <u>8020運動・口腔保健推進事業</u> <u>ア. 8020運動推進特別事業</u></p>	<p><u>「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、都道府県及び政令市(指定都市に限る。)が実施するDPA T体制整備事業</u></p> <p>⑥ <u>産科医療確保事業</u> <u>ア. 産科医療機関確保事業</u> <u>平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業実施要綱」(以下「産科医療確保事業実施要綱」という。)に基づき、実施する次の事業</u> <u>(ア) 都道府県が行う産科医療機関確保事業</u> <u>(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う産科医療機関確保事業に対して都道府県が補助する事業</u> <u>イ. 産科医療を担う産科医等の確保事業</u> <u>「産科医療確保事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業</u> <u>(ア) 都道府県が行う産科医療を担う産科医等の確保事業</u> <u>(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協その他厚生労働大臣が認める者が行う産科医療を担う産科医等の確保事業に対して、都道府県が補助する事業</u></p> <p>⑦ <u>医療の質向上のための体制整備事業</u> <u>平成31年4月1日医政発0401第6号厚生労働省医政局長通知</u></p>

新	旧
<p>平成27年4月10日医政発0410第23号厚生労働省医政局長通知「8020運動・口腔保健推進事業の実施について」の別紙「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」（以下「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」という。）に基づき、都道府県が行う8020運動推進特別事業</p> <p>イ. 都道府県口腔保健推進事業</p> <p>a) 口腔保健支援センター設置推進事業</p> <p>「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区が設置する口腔保健支援センターの運営等事業</p> <p>b) 歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業</p> <p>「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、市町村、特別区が行う歯科疾患予防事業及び都道府県、政令市、特別区が行う食育推進等口腔機能維持向上事業</p> <p>c) 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業</p> <p>「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、市町村及び特別区が行う歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業</p> <p>d) 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科医療技術者養成事業</p> <p>「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、政令市及び特別区が行う歯科保健医療サービス提供困難者への歯科医療技術者養成事業</p>	<p>「医療の質向上のための体制整備事業の実施者について」の別添「医療の質向上のための体制整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療の質向上のための体制整備事業</p>

新	旧
<p><u>e) 歯科口腔保健推進体制強化事業</u> <u>「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき市町村が行う歯科口腔保健推進体制強化事業</u></p> <p><u>f) 歯科口腔保健調査研究事業</u> <u>「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、政令市、特別区が行う歯科口腔保健調査研究事業</u></p> <p><u>g) 多職種連携等調査研究事業</u> <u>「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、政令市及び特別区が行う多職種連携等調査研究事業</u></p> <p>⑧ <u>歯科医療機関による歯科口腔機能管理等研修事業</u> <u>平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」の別添「歯科保健医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県が実施する歯科医療機関による歯科口腔機能管理等研修事業</u></p> <p>⑨ <u>専門医認定支援事業</u> <u>ア. 平成26年6月20日医政発0620第6号厚生労働省医政局長通知「専門医認定支援事業の実施について」(以下「専門医認定支援事業実施要綱」という。)に基づき、実施する次の事業</u> <u>(ア) 都道府県が行う専門研修プログラムの策定</u> <u>(イ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う専門研修プログラムの策定に対して都道府県が補助する事業</u> <u>(ウ) 都道府県が行う医師不足地域の研修医療機関に対する指導医の派遣等</u></p>	<p>⑧ <u>異状死死因究明支援事業</u> <u>平成22年3月31日医政発0331第18号厚生労働省医政局長通知「異状死死因究明支援事業の実施について」の別紙「異状死死因究明支援事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う異状死死因究明支援事業</u></p> <p>⑨ <u>外国人患者受入に資する医療機関認証制度等推進事業</u> <u>令和元年8月20日医政発0820第5号厚生労働省医政局長通知「外国人患者受入れ環境整備等推進事業の実施について」の別添「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」(以下「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」という。)に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う外国人患者受入に資する医療機関認証制度等推進事業</u></p>

新	旧
<p><u>(工) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う医師不足地域の研修医療機関に対する指導医の派遣等に対して都道府県が補助する事業</u></p> <p><u>(オ) 都道府県の策定したキャリア支援プログラムに基づき、都道府県が行う研修医療機関に対する指導医の派遣等</u></p> <p><u>(カ) 都道府県の策定したキャリア支援プログラムに基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う研修医療機関に対する指導医の派遣等に対して都道府県が補助する事業</u></p> <p><u>(キ) 都道府県が行うへき地・離島等における総合診療研修</u></p> <p><u>(ク) 厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地・離島等における総合診療研修に対して都道府県が補助する事業</u></p> <p><u>イ. 新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会事業</u> <u>「専門医認定支援事業実施要綱」に基づき都道府県が行う新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会事業</u></p> <p>⑩ <u>地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営事業</u> <u>「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」に基づき都道府県が実施する地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営事業</u></p>	<p>⑩ <u>8020運動・口腔保健推進事業</u></p> <p><u>ア. 8020運動推進特別事業</u> <u>平成27年4月10日医政発0410第23号厚生労働省医政局長通知「8020運動・口腔保健推進事業の実施について」の別紙「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」(以下「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」という。)に基づき、都道府県が行う8020運動推進特別事業</u></p> <p><u>イ. 口腔保健推進事業</u> <u>a) 口腔保健支援センター設置推進事業</u></p>

新	旧
<p>⑪ <u>医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営</u></p>	<p><u>「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区が設置する口腔保健支援センターの運営等事業</u></p> <p>b) <u>歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業</u></p> <p><u>「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、政令市、特別区が行う歯科疾患予防及び食育推進等口腔機能維持向上事業</u></p> <p>c) <u>歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業</u></p> <p><u>「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、政令市及び特別区が行う歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業</u></p> <p>d) <u>歯科保健医療サービス提供困難者への歯科医療技術者養成事業</u></p> <p><u>「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、政令市及び特別区が行う歯科保健医療サービス提供困難者への歯科医療技術者養成事業</u></p> <p>e) <u>歯科口腔保健調査研究事業</u></p> <p><u>「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、政令市、特別区が行う歯科口腔保健調査研究事業</u></p> <p>f) <u>多職種連携等調査研究事業</u></p> <p><u>「8020運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、政令市及び特別区が行う多職種連携等調査研究事業</u></p> <p>⑪ <u>臨床効果データベース整備事業</u></p>

新	旧
<p><u>事業</u></p> <p><u>「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」に基づき都道府県が実施する医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業</u></p> <p>⑫ <u>認定制度を活用した医師医師少数区域等における勤務の推進事業</u> <u>令和〇年〇月〇日医政発第〇〇号厚生労働省医政局長通知「認定制度を活用した医師少数区域等における勤務の推進事業の実施について」</u> <u>に基づき、実施する次の事業</u></p> <p><u>(ア) 都道府県が行う認定制度を活用した医師医師少数区域等における勤務の推進事業</u></p> <p><u>(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が適当と認める者が行う認定制度を活用した医師医師少数区域等における勤務の推進事業に対して都道府県が補助する事業</u></p>	<p><u>平成27年3月26日医政発0326第8号厚生労働省医政局長通知「臨床効果データベース整備事業の実施について」の別添「臨床効果データベース整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う臨床効果データベース整備事業</u></p> <p>⑫ <u>医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業</u> <u>「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業</u></p> <p><u>ア. 厚生労働大臣が適当と認める者が行う次の事業</u></p> <p><u>(ア) イ. (ア) 及び (イ) までの事業を実施する団体の選定に関する検討委員会の実施</u></p> <p><u>(イ) イ. (ア) 及び (イ) までの事業で取得された好事例や効果測定データ等の収集・分析及び活用</u></p> <p><u>(ウ) 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（平成31年3月26日医政総発0326第3号厚生労働省医政局総務課長、観参発800号観光庁外客受入担当参事官通知「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」に基づき選出された医療機関。以下「拠点的な医療機関」という。）の体制整備を支援するための様々な情報提供や助言</u></p> <p><u>イ. 拠点的な医療機関が行う次の事業に対して厚生労働大臣が適当と認める者が補助する事業</u></p> <p><u>(ア) 拠点的な医療機関として医療通訳者を配置する事業</u></p> <p><u>(イ) 拠点的な医療機関として外国人患者受入れ医療コーディネーターを配置する事業</u></p>

新	旧
<p>⑬ <u>異状死死因究明支援事業</u> <u>平成22年3月31日医政発0331第18号厚生労働省医政局長通知「異状死死因究明支援事業の実施について」の別紙「異状死死因究明支援事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う異状死死因究明支援事業</u></p>	<p>⑬ <u>専門医認定支援事業</u> <u>ア. 平成26年6月20日医政発0620第6号厚生労働省医政局長通知「専門医認定支援事業の実施について」(以下「専門医認定支援事業実施要綱」という。)</u>に基づき、実施する次の事業 <u>(ア) 都道府県が行う専門研修プログラムの策定</u> <u>(イ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う専門研修プログラムの策定に対して都道府県が補助する事業</u> <u>(ウ) 都道府県が行う医師不足地域の研修医療機関に対する指導医の派遣等</u> <u>(エ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う医師不足地域の研修医療機関に対する指導医の派遣等に対して都道府県が補助する事業</u> <u>(オ) 都道府県の策定したキャリア支援プログラムに基づき、都道府県が行う研修医療機関に対する指導医の派遣等</u> <u>(カ) 都道府県の策定したキャリア支援プログラムに基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う研修医療機関に対する指導医の派遣等に対して都道府県が補助する事業</u> <u>(キ) 都道府県が行うへき地・離島等における総合診療研修</u> <u>(ク) 厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地・離島等における総合診療研修に対して都道府県が補助する事業</u> <u>イ. 新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会事業</u> <u>「専門医認定支援事業実施要綱」に基づき都道府県が行う新専門医制度の仕組みに係る地域医療対策協議会事業</u> <u>ウ. 専門医に関する情報データベース作成等</u> <u>「専門医認定支援事業実施要綱」に基づき一般社団法人日本専門</u></p>

新	旧
<p>⑭ <u>感染症指定医療機関運営事業</u></p> <p>ア. <u>特定感染症指定医療機関運営事業</u></p> <p><u>感染症法第38条第1項の規定に基づく特定感染症指定医療機関の開設者が行う、特定感染症指定医療機関の運営事業</u></p> <p>イ. <u>第一種感染症指定医療機関運営事業</u></p> <p><u>感染症法第38条第2項の規定により都道府県知事が指定した、第一種感染症指定医療機関に係る次の事業</u></p> <p><u>(ア) 都道府県が行う第一種感染症指定医療機関の運営事業</u></p> <p><u>(イ) 感染症法第60条第2項の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第一種感染症指定医療機関の運営事業に対し、都道府県が補助する事業</u></p> <p>ウ. <u>第二種感染症指定医療機関運営事業</u></p> <p><u>感染症法第38条第2項及び附則第8条第1項の規定により都道府県知事が指定した第二種感染症指定医療機関に係る次の事業</u> <u>(ただし、医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。)</u></p> <p><u>(ア) 都道府県が行う第二種感染症指定医療機関の運営事業</u></p> <p><u>(イ) 感染症法第60条第2項の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第二種感染症指定医療機関の運営事業に対し、都道府県が補助する事業</u></p> <p>(削る)</p>	<p><u>医機構が行う専門医に関する情報データベース作成等事業</u></p> <p>⑭ <u>WHO事前認証取得及び推奨取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業</u></p> <p><u>令和元年9月30日医政発0930第11号厚生労働省医政局長通知「WHO事前認証取得及び推奨取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業の実施について」の別添「WHO事前認証取得及び推奨取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が実施するWHO事前認証取得及び途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業</u></p> <p>⑮ <u>団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業</u></p> <p><u>「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が実施する団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業</u></p>

新	旧
	<p>⑯ <u>地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業</u> <u>「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」に基づき都道府県が実施する地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業</u></p> <p>⑰ <u>歯科医療機関による歯科口腔機能管理等研修事業</u> <u>平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」の別添「歯科保健医療対策事業実施要綱」に基づき、都道府県が実施する歯科医療機関による歯科口腔機能管理等研修事業</u></p> <p>⑱ <u>医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援事業</u> <u>平成30年3月29日医政発0329第16号厚生労働省医政局長通知「医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援事業の実施について」の別紙「医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援事業実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。</u> <u>(ア) 都道府県が行う医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援事業</u> <u>(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療</u></p>

新	旧
	<p data-bbox="1294 236 2112 368"><u>法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が適当と認める者が行う医師が不足する地域における若手医師等のキャリア形成支援事業に対して都道府県が補助する事業</u></p> <p data-bbox="1198 408 2112 730">⑰ <u>特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業</u> <u>平成30年5月24日医政発0524第7号厚生労働省医政局長通知「平成30年度特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業の実施者について」の別添「特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施する特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業</u></p> <p data-bbox="1198 770 2112 999">⑳ <u>#8000 情報収集分析事業</u> <u>平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」の別添「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う#8000 情報収集分析事業</u></p> <p data-bbox="1211 1038 2112 1267">㉑ <u>地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営事業</u> <u>「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」に基づき都道府県が実施する地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営事業</u></p> <p data-bbox="1211 1307 2112 1393">㉒ <u>医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業</u></p>

新	旧
	<p data-bbox="1238 236 2112 363"><u>「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」に基づき都道府県が実施する医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業</u></p> <p data-bbox="1211 408 2112 536">② <u>医療機関における通訳機能等を備えたタブレット端末等の整備事業</u> <u>「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業</u></p> <p data-bbox="1267 552 2112 632">ア. <u>都道府県が実施する医療機関における通訳機能等を備えたタブレット端末等の整備事業</u></p> <p data-bbox="1267 647 2112 871">イ. <u>市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療機関における通訳機能等を備えたタブレット端末等の整備事業に対して都道府県が補助する事業</u></p> <p data-bbox="1211 919 2112 1094">④ <u>歯科医療提供体制推進等事業</u> <u>平成31年1月25日医政発0125第12号厚生労働省医政局長通知「歯科医療提供体制推進等事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う歯科医療提供体制推進等事業</u></p> <p data-bbox="1211 1142 2112 1366">⑤ <u>タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業</u> ア. <u>タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業</u> <u>令和元年8月5日医政発0805第6号厚生労働省医政局長通知「タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業</u></p>

新	旧
	<p><u>(ア) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う次の事業</u></p> <p><u>a. (イ) a から e までの事業を実施する間接補助事業者（医療機関及び医療関係団体）の公募及び選定</u></p> <p><u>b. (イ) a から e までの間接補助事業により取得される効果測定データ等の収集、分析及び公表</u></p> <p><u>(イ) 間接補助事業者が行う次の事業に対して厚生労働大臣が適当と認める者が補助する事業</u></p> <p><u>a. 勤務環境改善導入事業</u></p> <p><u>b. 医師事務作業補助者研修事業</u></p> <p><u>c. 医師事務作業補助者導入事業</u></p> <p><u>d. 看護補助者導入事業</u></p> <p><u>e. 勤務環境改善普及事業</u></p> <p><u>イ. タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業（重点実施医療機関）「タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行うタスク・シフティング等勤務環境改善推進事業（重点実施医療機関）</u></p> <p><u>⑳ 臨床研究総合促進事業</u></p> <p><u>ア. 平成31年3月28日医政発0328第2号厚生労働省医政局長通知「臨床研究総合促進事業の実施について」の別添「臨床研究総合促進事業実施要綱」（以下、「臨床研究総合促進事業実施要綱」という。）に基づき、臨床研究中核病院等（以下、「拠点」という。）が行う臨床研究・治験従事者等に対する研修プログラム</u></p> <p><u>イ. 「臨床研究総合促進事業実施要綱」に基づき、拠点が行う先進医</u></p>

新	旧
<p>(2) <u>医療施設運営費等補助金（公募）</u></p> <p>① <u>#8000 情報収集分析事業</u> <u>平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」の別添「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う#8000 情報収集分析事業</u></p> <p>② <u>歯科医療関係者感染症予防講習会</u> <u>平成20年4月3日医政発第0403017号厚生労働省医政局長通知の別添「歯科関係者講習会実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う歯科医療関係者感染症予防講習会</u></p> <p>③ <u>歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業</u> <u>平成29年4月28日医政発0428第14号厚生労働省医政局長通知の別紙「歯科補てつ物制作過程等の情報提供推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業</u></p> <p>④ <u>歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業</u> <u>平成29年4月28日医政発0428第16号厚生労働省医政局長通知の別紙「歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う歯科衛生士に対する復職支援・離職防止等推進事業</u></p>	<p><u>療等実用化促進プログラム</u></p> <p>(2) <u>中毒情報基盤整備事業費補助金</u> <u>中毒情報センター情報基盤整備事業</u> <u>「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本中毒情報センターが行う中毒情報センター情報基盤整備事業</u></p>

新	旧
<p>⑤ <u>歯科技工士の人材確保対策事業</u> <u>令和〇年〇月〇日医政発〇〇第〇号厚生労働省医政局長通知の別紙「歯科技工士の人材確保対策事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が</u> <u>適当と認める者が行う歯科技工士の人材確保対策事業</u></p> <p>⑥ <u>総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業</u> <u>令和〇年〇月〇日医政発〇〇第〇号厚生労働省医政局長通知の別紙「総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業</u></p> <p>⑦ <u>実践的な手術手技向上研修事業</u> <u>令和〇年〇月〇日医政発〇〇第〇号厚生労働省医政局長通知「実践的な手術手技向上研修事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う実践的な手術手技向上研修事業</u></p> <p>⑧ <u>女性医療職等の働き方支援事業</u> <u>令和〇年〇月〇日医政発〇〇第〇号厚生労働省医政局長通知の別紙「女性医療職等の働き方支援事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う女性医療職等の働き方支援事業</u></p> <p>⑨ <u>外国人患者受入に資する医療機関認証制度等推進事業</u> <u>令和元年8月20日医政発0820第5号厚生労働省医政局長通知「外国人患者受入れ環境整備等推進事業の実施について」の別添「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」(以下「外国人患</u></p>	

新	旧
<p><u>者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」という。)に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う外国人患者受入に資する医療機関認証制度等推進事業</u></p> <p><u>⑩ 医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業</u></p> <p><u>「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業</u></p> <p><u>ア. 厚生労働大臣が適当と認める者が行う次の事業</u></p> <p><u>(ア) イ. (ア) 及び (イ) までの事業を実施する団体の選定に関する検討委員会の実施</u></p> <p><u>(イ) イ. (ア) 及び (イ) までの事業で取得された好事例や効果測定データ等の収集・分析及び活用</u></p> <p><u>(ウ) 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（平成 31 年 3 月 26 日医政総発 0326 第 3 号厚生労働省医政局総務課長、観参発 800 号観光庁外客受入担当参事官通知「「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」に基づき選出された医療機関。以下「拠点的な医療機関」という。) の体制整備を支援するための様々な情報提供や助言</u></p> <p><u>イ. 拠点的な医療機関が行う次の事業に対して厚生労働大臣が適当と認める者が補助する事業</u></p> <p><u>(ア) 拠点的な医療機関として医療通訳者を配置する事業</u></p> <p><u>(イ) 拠点的な医療機関として外国人患者受入れ医療コーディネーターを配置する事業</u></p>	

新	旧
<p>⑪ <u>団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業</u> <u>「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が実施する団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業</u></p> <p>⑫ <u>地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業</u> <u>「外国人患者受入れ環境整備等推進事業実施要綱」に基づき都道府県が実施する地域における外国人患者受入れ体制のモデル構築事業</u></p> <p>⑬ <u>WHO事前認証取得及び推奨取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業</u> <u>令和元年9月30日医政発0930第11号厚生労働省医政局長通知「WHO事前認証取得及び推奨取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業の実施について」の別添「WHO事前認証取得及び推奨取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が実施するWHO事前認証取得及び途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業</u></p> <p>⑭ <u>日露医療協力推進事業</u> <u>令和〇年〇月〇日医政発第〇〇号厚生労働省医政局長通知別添「日露医療協力推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う日露医療協力推進事業</u></p> <p>⑮ <u>医療の質向上のための体制整備事業</u> <u>平成31年4月1日医政発0401第6号厚生労働省医政局長通知「医療の質向上のための体制整備事業の実施者について」の別添「医</u></p>	

新	旧
<p><u>療の質向上のための体制整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療の質向上のための体制整備事業</u></p> <p>⑩ <u>臨床効果データベース整備事業</u> <u>平成27年3月26日医政発0326第8号厚生労働省医政局長通知「臨床効果データベース整備事業の実施について」の別添「臨床効果データベース整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う臨床効果データベース整備事業</u></p> <p>⑪ <u>補聴器販売者の技能向上研修等事業</u> <u>平成30年4月9日医政発0409第1号厚生労働省医政局長通知の別紙「補聴器販売者の技能向上研修等事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う補聴器販売者の技能向上研修等事業</u></p> <p>⑫ <u>特定機能病院管理者研修事業</u> <u>平成29年7月14日医政発0714第8号「特定機能病院管理者研修事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う特定機能病院管理者研修事業</u></p> <p>⑬ <u>病院薬剤師を活用したタスク・シフティング推進事業</u> <u>令和〇年〇月〇日医政発第〇〇号厚生労働省医政局長通知別添「病院薬剤師を活用したタスク・シフティング推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う病院薬剤師を活用したタスク・シフティング推進事業</u></p> <p>⑭ <u>看護教員等養成支援事業（通信制教育）</u></p>	

新	旧
<p><u>別に定める「看護教員養成支援事業（通信制教育）実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護教員等養成支援事業（通信制教育）</u></p> <p>⑳ <u>ICT を活用した在宅看取りに関する研修推進事業</u> 別に定める「ICT を活用した在宅看取りに関する研修推進事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う ICT を活用した在宅看取りに関する研修推進事業</p> <p>㉑ <u>看護職員確保対策特別事業</u> 平成 2 2 年 3 月 2 4 日医政発 0324 第 21 号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」（以下「看護職員確保対策事業等実施要綱」という。）に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護職員確保対策特別事業</p> <p>㉒ <u>外国人看護師候補者学習支援事業</u> 別に定める「外国人看護師候補者学習支援事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う外国人看護師候補者学習支援事業</p> <p>㉓ <u>看護業務効率化先進事例収集・周知事業</u> 別に定める「看護業務効率化先進事例収集・周知事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護業務効率化先進事例収集・周知事業</p> <p>㉔ <u>看護師の特定行為に係る指導者育成等事業</u></p>	

新	旧
<p><u>ア. 看護師の特定行為に係る指導者育成事業</u> 別に定める「<u>看護師の特定行為に係る指導者育成事業実施団体公募要領</u>」に基づき、厚生労働大臣が<u>適当と認める者が行う看護師の特定行為に係る指導者育成事業</u></p> <p><u>イ. 看護師の特定行為に係る指導者リーダー育成事業</u> 別に定める「<u>看護師の特定行為に係る指導者リーダー育成事業実施団体公募要領</u>」に基づき、厚生労働大臣が<u>適当と認める者が行う看護師の特定行為に係る指導者リーダー育成事業</u></p> <p><u>ウ. 看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業</u> 別に定める「<u>看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業実施団体公募要領</u>」に基づき、厚生労働大臣が<u>適当と認める者が行う看護師の特定行為研修に係る実態調査・分析等事業</u></p> <p><u>②6 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業</u> 「<u>看護職員確保対策事業等実施要綱</u>」に基づき、厚生労働大臣が<u>適当と認める者が行う看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業</u></p> <p><u>②7 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業</u> 「<u>看護職員確保対策事業等実施要綱</u>」に基づき、厚生労働大臣が<u>適当と認める者が行う看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業</u></p> <p><u>②8 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業</u> 別に定める「<u>看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業実施団体公募要領</u>」に基づき、厚生労働大臣が<u>適当と認める者が行う看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業</u></p>	

新	旧
<p>②⑨ <u>タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業</u></p> <p><u>ア. タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業</u></p> <p><u>令和元年8月5日医政発0805第6号厚生労働省医政局長通知「タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業</u></p> <p><u>(ア) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う次の事業</u></p> <p><u>a. (イ) aからeまでの事業を実施する間接補助事業者（医療機関及び医療関係団体）の公募及び選定</u></p> <p><u>b. (イ) aからeまでの間接補助事業により取得される効果測定データ等の収集、分析及び公表</u></p> <p><u>(イ) 間接補助事業者が行う次の事業に対して厚生労働大臣が適当と認める者が補助する事業</u></p> <p><u>a. 勤務環境改善導入事業</u></p> <p><u>b. 医師事務作業補助者研修事業</u></p> <p><u>c. 医師事務作業補助者導入事業</u></p> <p><u>d. 看護補助者導入事業</u></p> <p><u>e. 勤務環境改善普及事業</u></p> <p><u>イ. タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業（重点実施医療機関）「タスク・シフティング等勤務環境改善推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行うタスク・シフティング等勤務環境改善推進事業（重点実施医療機関）</u></p> <p>③⑩ <u>異状死死因究明支援事業等に関する検証事業</u></p> <p><u>令和〇年〇月〇日医政発〇〇第〇号厚生労働省医政局長通知の別紙</u></p>	

新	旧
<p><u>「異状死死因究明支援事業等に関する検証事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う異状死死因究明支援事業等に関する検証事業</u></p> <p>⑳ <u>死体検案医を対象とした死体検案相談事業</u> <u>令和〇年〇月〇日医政発〇〇第〇号厚生労働省医政局長通知の別紙「死体検案医を対象とした死体検案相談事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う死体検案医を対象とした死体検案相談事業</u></p> <p>㉑ <u>認定エンバーマー養成研修事業</u> <u>令和〇年〇月〇日医政発〇〇第〇号厚生労働省医政局長通知の別紙「認定エンバーマー養成研修事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う認定エンバーマー養成研修事業</u></p> <p>㉒ <u>情報通信機器を利用した死亡診断等検証事業</u> <u>令和〇年〇月〇日医政発〇〇第〇号厚生労働省医政局長通知の別紙「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う情報通信機器を利用した死亡診断等検証事業</u></p> <p>㉓ <u>統合医療に係る情報発信等推進事業</u> <u>平成26年10月10日医政発1010第23号厚生労働省医政局長通知の別添「「統合医療」に係る情報発信等推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う統合医療に係る情報発信等推進事業</u></p>	

新	旧
<p>③⑤ <u>特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業</u> <u>平成30年5月24日医政発0524第7号厚生労働省医政局長</u> <u>通知「平成30年度特定機能病院における医療安全のためのピアレビ</u> <u>ュー推進事業の実施者について」の別添「特定機能病院における医療</u> <u>安全のためのピアレビュー推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大</u> <u>臣が適当と認める者が実施する特定機能病院における医療安全のため</u> <u>のピアレビュー推進事業</u></p> <p>③⑥ <u>クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業</u> <u>令和〇年〇月〇日医政発第〇〇号厚生労働省医政局長通知「クリニ</u> <u>カル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業の実施について」の</u> <u>別添「クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業実施要</u> <u>綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施するクリニカル・</u> <u>イノベーション・ネットワーク推進支援事業</u></p> <p>③⑦ <u>小児医薬品開発ネットワーク支援事業</u> <u>令和〇年〇月〇日医政発第〇〇号厚生労働省医政局長通知「小児医</u> <u>薬品開発ネットワーク支援事業の実施について」の別添「小児医薬品開</u> <u>発ネットワーク支援事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認</u> <u>める者が実施する小児医薬品開発ネットワーク支援事業</u></p> <p>(3) <u>医療施設運営費等補助金（名宛て）</u></p> <p>① <u>へき地巡回診療車（船）運営事業</u> <u>「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、へき地巡回診療車（船）</u> <u>で実施する社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う巡回</u></p>	

新	旧
<p><u>診療事業（ただし、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。）</u></p> <p>② <u>専門医に関する情報データベース作成等</u> <u>「専門医認定支援事業実施要綱」に基づき、一般社団法人日本専門医機構が行う専門医に関する情報データベース作成等事業</u></p> <p>③ <u>OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業</u> <u>令和〇年〇月〇日医政発第〇〇号厚生労働省医政局長通知「OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業の実施について」の別紙「OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業実施要綱」に基づき、公益社団法人医療系大学間教養試験実施評価機構が行う OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業</u></p> <p>④ <u>死体検案講習会委託費</u> <u>平成26年3月26日医政発0326第12号厚生労働省医政局長通知「死体検案講習会委託事業の実施について」の別紙「死体検案講習会委託事業実施要綱」に基づき、公益社団法人日本医師会が行う事業</u></p> <p>⑤ <u>女性医師支援センター事業</u> <u>令和〇年〇月〇日医政発〇第〇号厚生労働省医政局長通知の別紙「女性医師等勤務環境整備事業実施要綱」に基づき、公益社団法人日本医師会が行う女性医師支援センター事業</u></p>	

新	旧
<p>⑥ <u>中央ナースセンター事業</u> <u>「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき、公益社団法人日本看護協会が行う中央ナースセンター事業</u></p> <p>⑦ <u>「看護の日」30周年記念と Nursing Now Campaign in Japan 推進事業</u> <u>令和〇年〇月〇日医政発第〇〇号厚生労働省医政局長通知の別紙「〇〇」に基づき、公益社団法人日本看護協会が行う「看護の日」30周年記念と Nursing Now Campaign in Japan 推進事業</u></p> <p>⑧ <u>外国人看護師受入支援事業</u> <u>令和〇年〇月〇日医政発第〇〇号厚生労働省医政局長通知の別紙「〇〇」に基づき、公益社団法人国際厚生事業団が行う外国人看護師受入支援事業</u></p> <p>⑨ <u>医療技術等国際展開推進事業</u> <u>平成27年4月9日医政発0409第31号厚生労働省医政局長通知「医療技術国際展開推進事業の実施について」の別添「医療技術等国際展開推進事業実施要綱」に基づき、国立研究開発法人国立国際医療研究センターが行う医療技術等国際展開推進事業</u></p> <p>⑩ <u>歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業</u> <u>令和〇年〇月〇日医政発第〇号厚生労働省医政局長通知の別紙「歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業 実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業</u></p>	

新	旧
<p>⑪ <u>死亡時画像読影技術等向上研修事業</u> <u>平成23年3月31日医政発0331第78号厚生労働省医政局長</u> <u>通知の別紙「死亡時画像読影技術等向上研修事業実施要綱」に基づき、</u> <u>公益社団法人日本医師会が行う死亡時画像読影技術等向上研修事業</u></p> <p>⑫ <u>医療安全支援センター総合支援事業</u> <u>平成30年3月30日医政発0330第28号厚生労働省医政局長</u> <u>通知の別添「医療安全支援センター総合支援事業実施要綱」に基づき、</u> <u>一般社団法人医療の質・安全学会が行う医療安全支援センター総合支</u> <u>援事業</u></p> <p>⑬ <u>医療事故調査等支援団体等連絡協議会運営事業</u> <u>平成30年3月30日医政発0330第29号厚生労働省医政局長</u> <u>通知の別添「医療事故調査等支援団体等連絡協議会運営事業実施要綱」</u> <u>に基づき、公益社団法人日本医師会が行う医療事故調査等支援団体等</u> <u>連絡協議会運営事業</u></p> <p>⑭ <u>医療安全推進事業</u> <u>ア. 医療事故情報収集等事業</u> <u>平成16年5月25日医政発0525008号厚生労働省医政</u> <u>局長通知「医療事故情報収集等事業の実施について」の別紙「医療</u> <u>事故情報収集等事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機</u> <u>能評価機構が行う医療事故に関する情報の収集・分析・提供事業</u> <u>イ. 産科医療補償制度運営事業</u> <u>平成20年5月15日医政発第0515013号厚生労働省医</u></p>	

新	旧
<p><u>政局長通知「産科医療補償制度運営事業の実施について」の別紙「産科医療補償制度運営事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う産科医療補償制度運営事業</u></p> <p><u>ウ. 医療事故調査・支援センター運営事業</u></p> <p><u>平成27年8月20日医政発0820第1号厚生労働省医政局長通知「医療事故調査・支援センター運営事業の実施について」の別添「医療事故調査・支援センター運営事業実施要綱」に基づき、一般社団法人日本医療安全調査機構が行う医療事故調査・支援センター運営事業</u></p> <p>⑮ <u>臨床研究総合促進事業</u></p> <p><u>ア. 平成31年3月28日医政発0328第2号厚生労働省医政局長通知「臨床研究総合促進事業の実施について」の別添「臨床研究総合促進事業実施要綱」(以下、「臨床研究総合促進事業実施要綱」という。)に基づき、臨床研究中核病院等(以下、「拠点」という。)が行う臨床研究・治験従事者等に対する研修プログラム</u></p> <p><u>イ. 「臨床研究総合促進事業実施要綱」に基づき、拠点が行う先進医療等実用化促進プログラム</u></p> <p><u>(4) 中毒情報基盤整備事業費補助金</u></p> <p><u>中毒情報センター情報基盤整備事業</u></p> <p><u>「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本中毒情報センターが行う中毒情報センター情報基盤整備事業</u></p>	